

當寮官員之内本給加俸令七月給りて下し者

死後賜り物おの儀付お同の受右の外差管おもる

此間届難お言内意之趣兼知付然ル處元来

死後賜り物此度お預い原由申上主船寮中諸

職人凡貳百拾四人を以て月給出許可お成奉省々

此手扱を改革仕る事起り以後お裁抑私を昨五月

廿日當破拜命六月初旬分出勤仕後更と取調向月給

之職人石川島修船所九拾人横須賀造船所百拾人

横濱製船所凡六拾人合人数百拾四人有之右之者共

勤怠五調お受石川島おの之山田船其お小之申上日之不動

之者平均拾人位横須賀近傍之農人多く傳習お後

事お冬分ハ格別ニ申上之得者田畑仕付時ニ申上之是



之者平均或拾人位横須賀近傍之農人多傳習之

事秋冬分格別之母之所得田畑仕付時或りて是

石川島之倍余を占りし節も有之旁平均改シ今年分

之勤之必無二割位可有之且横濱を以て別甚

被害有之或も凶為仕付何とも三ヶ所平均二割

則五拾四十分人負一日不勤之或又月給職人之大半

一月金九圓が金或拾五圓と付右を平均改シ日壹人凡

五拾五取り之者を見積り得日之或拾七圓四拾五

一年凡壹萬兩余之由失費の或必實之益也其費莫大

及間不残日給之引真の存得者一旦夫之月給を與へる者

母故再夜日給の改シは際連中難行を色なく右

必由為之節計りも難節情實あり之方彼是斯の

仕且外技術方之の撰挙之旨効合も其甚し月加俸

本給之別を各条中上西間滿之と云は此不來の月給

半高余分之目的仕支之加俸給引真之旨右學益

由損失凡半高と減之後以前より年分全く合五千

此中難及而已可候向後多久數職人私言信備

儼多之召發左得事物有出未為之少乾之獨

外差等之事而已他察司おの月給加俸者

主船寮同格併月給見做之及賜り物不承家宛

之段然存發時之私寮之外加俸本給之別有之ハ

當時海軍省中通弁官あり有之召發其他水兵等

又文武官船中乗組之節等之加俸之名称有之

右之全甘即限り之の食度料も同様之由也

寮之加俸給之實際雲泥之相違あり尤通弁官之

加俸之良因格之得右之終四五名有存然之前後

之得失情實之實一白外差等之由成以格之得之

本省之實際之干涉母之風席下之議論而多之

之抄莫大之妄費之漠然且人心之實際改之失得

之誠之取之更之注意母之成之存私之徒之議論

之已む好之之召發之過之未渴之節損少之

乃色好... 乃色好... 乃色好...

彼是... 彼是... 彼是...

退... 退... 退...

差... 差... 差...

卿... 卿... 卿...

加... 加... 加...

論... 論... 論...

或... 或... 或...

二... 二... 二...

盡... 盡... 盡...

奉願

一... 一... 一...

此... 此... 此...

察... 察... 察...

大... 大... 大...

号... 号... 号...

而已在好... 過日余渴之節損少之條

彼是... 立煩聽之... 可防... 教示... 之... 有

退... 篤... 勤... 有... 仕... 奉... 省... 之... 執... 誠... 終... 四... 五... 名...

差... 官... 位... 之... 瑣... 末... 之... 事... 之... 始... 終... 大... 得... 失... 之... 顧... 奉... 腦

卿... 輔... 之... 多... 幸... 存... 最... 右... 死... 後... 賜... 物... 之... 事... 件... 也

加... 俸... 之... 名... 稱... 之... 廢... 別... 名... 目... 之... 設... 也... 外... 在... 任... 官... 之... 中

論... 之... 改... 撰... 之... 事... 存... 又... 私... 見... 之... 全... 在... 建... 設... 之... 在... 死

或... 外... 之... 立... 級... 合... 之... 尚... 時... 出... 聞... 而... 難... 矣... 之... 長... 官... 之... 立... 真... 意

之... 事... 存... 之... 程... 又... 如... 何... 之... 說... 諭... 之... 事... 加... 之... 級... 合... 之... 程... 也

盡... 力... 之... 任... 得... 在... 之... 條... 件... 之... 控... 之... 何... 平... 而... 少... 而... 及... 格... 編

奉... 願... 也

一... 當... 察... 章... 程... 之... 定... 之... 在... 成... 之... 尚... 今... 之... 內... 各... 課... 官... 員... 之... 所... 宜

并... 定... 額... 令... 遺... 拂... 之... 後... 日... 令... 般... 別... 紙... 寫... 之... 通... 奉... 省... 之... 心

且... 願... 之... 事... 存... 之... 私... 淺... 短... 之... 不... 顧... 厚... 顏... 之... 事... 也

亦... 願... 之... 招... 思... 召... 之... 程... 也... 存... 之... 志... 在... 得... 之... 法... 也... 專... 斷... 任... 事... 也

Vertical text on a separate strip of paper, likely a continuation or related document, written in cursive.

Vertical text on the far left edge of the page, partially cut off.

奉願

一 當察章程出定ノ在成ニ高令ノ内各課官負所直
此第一條兼二出度支ノ少而難也次ノ大藏省同格
察ノ頭分直ノ御輔ノ檢印ノ取大小丞八回議ニ任係格
在願且第四條ニ派別段ノ出所置在取度中上及八則
大藏省同格ニ大小丞等ノ回係ニ任係多且軍務會計
等由同所ニ在願取之任係

在願以格思召之程も在志入得夫法言專斷任心得

ニ六世之矢張是之ニ道其財之任事許ハ在出見而平

在願心得之在得夫書面ノ願意一應奉省ノ出

之直之在事柄寄リ其結末本省ニ任係任之

願之難計其節之取リ出印滿之其ニ彼是異論

出来格之殊更忍入之在事自今般ノ如及海

之在何卒前文ノ意味出其察之直速之出許可

在成以格奉願之事

一 遠大出見之在如何之在裁不存任得夫差事

此第二條石川島之奉察仕度出許可也其造兵

折之是之月額之添其任主船察管轄之仰付右

附屬ノ官負も不殘之私察ノ官名ニ及之

仕度管之般別成之通建白仕官表一外ノ項細

差支筋亦有之旨之異論之在右之如何格

奉願

一當察章程既定ノ在成ニ高令ノ内各課官真ノ所直
此第一條兼ニ出度支ノ少而難也次ノ大藏省同格
察ノ頭分直ノ御輔ノ檢印ノ兼大小丞六回議ニ其係格
在願且第一條ニ派別段ノ所置在教及中上六則
大藏省同格ニ大小丞等ノ回議ニ其係多且軍務會計
等由同所ニ在願也

在願以格思召之程も在志入得夫法言專断仕思得

ニ六世之矢張是之通其世之出許ハ此出見而

在願思得之在得大書面ノ願意一應奉省ノ出

之直之在事柄寄リ其結末亦省ニ其係也

願之難計其節之取リ出印為之其係是異論

出来格之殊更恐入之身有今般ノ如及

之其何卒前文ノ意味由其察之直速之許可

在成以格奉願之事

一遠大直見之如何之在裁不存得得者差常

品之教合之且出為之筋号篤之在者有出是奉宗

仕即旨之般別成之通建白仕官表一外之項細

差支筋亦有之旨之異論其者有之如何格

Vertical text on a separate strip of paper, likely a continuation or related note.

差支筋亦有之旨を以異論を其多右之何様と宛

此は豫め直速に法許可を以て推奉願事

一 主船寮在等外一寺出仕管崎信首其書取を以

中其直通にお尚之罪科を屍にお加は後於私

何分難忍は月同人必宛枉を洗雪致す旨且

同人死後之落着お極り申し以て毎半は度と色

申す外所轄との心得方にも其旨を官信三罪

科せとの旨断然奉省之西達と之指仕度奉願

事

一 慶二年凡拾萬兩主船寮之定額は増加を奉

付るは是と之定額并收入金と合して年凡金七拾萬

圓之定額を以て右を以て成ル丈ケ安費母之極

拂且此雇佛人申すも其之財酌仕其上商法

同格之旨を以て扱はし揚ヶ之存轄政に以て隊付軍務

學術考に及るは亦扱他京司同格之府分程

拂且出雀佛令中一立も夫之斟酌仕其上商法

因格之為色之扱之揚之存籍改之此係有軍務

學術考之成る色而扱他京司因格之所分程其

勿論之變外之左響也一立之本省之事情之并

席上之論議之御輔之立所直之迷惑之を掛

格之浅短之私通之白後職務之成有共分り居

見込母之管何卒特別之譯之成之船案之成

一派之段之成所置之成下台本省之成達之格

仕度奉願之事

右四ヶ條之聞届之成下り之煩聴之成余程之減

實之公私之幸母之此上且區之筋之極之成有存

間何卒速之成許可之成在格漏奉願之右之恭唱

可有上之慶當何別段之成用多之成在閑之成限

不在今言之仰之成在成前文之成成書中之成有去

御之成在成願首

席上之論議之由卿輔之立所宜之迷惑之在掛
指之淺短之私連之白後職務之及有其所居
見之由之官何卒特別之釋之由之船案之隊
一派之隊之由所置之及下台本省之由連之由
仕後奉願之事

右四條之聞届之及下之由煩聽之及余程之減
實之公私之幸也此且臣為之筋五極之然有廢
間何卒速之由許可之或由指漏奉願之右恭渴
可有上之慶當別隊之由用之及在閑之由限
不在今古之仰也自有前文之及茅書中之以尊之古
儀之由在願首

一月二十一日

肥田主船頭

勝海軍卿殿